

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事に携わる元請負人と下請負人との間における対等の協力者としての適正な契約の締結及び施工体制の確立並びに建設工事に従事する労働者の雇用条件の改善等を図るため、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）その他関係法令の規定に基づき、建設工事に係る下請契約について、元請負人及び下請負人が遵守すべき事項を明らかにするとともに、管理者が行う指導の基準として必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設工事」とは、法第2条第1項に規定する建設工事であって上下水道局（以下「局」という。）が発注するものをいう。

2 この要綱において「元請負人」とは、局から直接工事を請け負った者をいい、工事が数次の下請契約により行われる場合は、それに続く全ての下請契約における注文者をいう。

3 この要綱において「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。また、工事が数次の下請契約により行われる場合は、局から直接工事を請け負った者からその工事の一部を請け負った者及びそれに続くすべての下請契約における請負人をいう。

4 この要綱において「社会保険等加入者」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出をしている建設業者（当該届出の義務がない者を含む。）をいう。

(一括下請負の禁止等)

第3条 一括下請負は、中間において不合理な利潤を生じさせ、建設工事の質の低下、下請の労働者の労働条件の悪化等を招くおそれ、実際の建設工事の施工上の責任の所在を不明確にするおそれ又は局の発注の意図を損なうものであることその他弊害を生ずるおそれがあるため、これを禁止する。

2 重層的な数次の下請負は、前項に規定する弊害が生ずるおそれがあるため、必要と認められる場合を除き、行ってはならない。

(下請負人の選定)

第4条 元請負人は、下請負人の選定にあたっては、その建設工事の施工に関し法により許可を受けるべきにもかかわらず許可を受けていない者又は営業を禁止され、若しくは停止されている者を除くとともに、施工能力、経営管理能力、雇用管理及

び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、下請負人との取引状況等を総合的に勘案し、優良な者を選定するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、元請負人は、次に掲げる事項の全てが満たされるよう留意するものとする。

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
 - (2) その建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
 - (3) その建設工事を施工するに足りる労働力、機械機器及び法定資格者を確保できると認められること。
 - (4) 財務内容が良好で経営が安定していると認められること。
 - (5) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
 - (6) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
 - (7) 建設労働者の募集は、適正に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）に違反して不法に外国人に就労させるおそれがないと認められること。
 - (8) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
 - (9) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
 - (10) 現に事業の附属寄宿舍に建設労働者が居住している者においては、寄宿舍規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
 - (11) 取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。
 - (12) 社会保険等加入者であること。
- （適正な下請契約の締結等）

第5条 元請負人及び下請負人は、工事の開始にあたり、あらかじめ、建設工事標準下請約款又はこれに準拠した下請契約書により、下請契約を締結するものとする。

2 元請負人は、下請契約を締結する以前に、当該下請契約に関する事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、下請負人が当該建設工事の見積をするために必要な一定の期間を設けなければならない。

3 元請負人は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価（消費税及び地方消費税相当分を含む。）に満たない金額を請負代金の額とする下請契約を締結してはならない。

4 元請負人は、下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人に購入させてその利益を害してはならない。

5 元請負人は、その建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする下請契約を

締結してはならない。

- 6 元請負人は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ下請負人の意見を聴かなければならない。
- 7 元請負人は、施工方法、工期について安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付けないよう配慮しなければならない。
- 8 元請負人は、下請負人からその請け負った工事の完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。
- 9 元請負人は前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに、当該工事目的物の引渡しを受けるものとする。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がなされている場合には、この限りでない。

(下請代金の支払の適正化等)

第6条 元請負人は、法に規定する下請契約に関する事項のほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他下請工事の着手に必要な費用を速やかに前払金として現金で支払うよう十分配慮すること。
- (2) 請負代金の部分払又は工事完了後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対して、支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当月支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に代金を支払うこと。
- (3) 下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じないこと。
- (4) 下請工事に必要な資材を元請負人から購入させる場合は、正当な理由なくその工事の下請代金の支払期日前に、当該建設工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
- (5) 下請代金の支払は、できる限り現金払とするよう努めるものとし、現金払と手形払とを併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、労務費相当分については、現金払とすること。
- (6) 手形期間は、60日以内で、かつ、できる限り短い期間となるよう努めること。
- (7) 一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。
- (8) 元請負人の都合により現金払の約定を手形払に改める場合又は手形期間を延長する場合は、下請負人がその割引に要する費用又は増加費用については、元請負人が負担すること。
- (9) 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請が特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人である者を除く。）における下請代金の支払期日は、引渡しの申し出の日（引渡しの日について前条第9項ただし書の特約がなされている場合は、

その日。次号において同じ。) から起算して50日を経過する日以前で、かつ、できる限り短い期間内において定めること。
(10)前号の支払期日を定めなかった場合又は引渡しの申し出の日から起算して50日を経過する日以降の日を支払期日と定めた場合においても、支払期日は当該50日を経過する日を下請代金の支払期日とすること。

(11)前2号の支払期日までに当該下請代金の支払をしなかったときは、下請負人に対し、前条第9項の申し出の日から50日を経過した日から下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年14.6パーセントの率を乗じて得た金額を遅延利息として支払うこと。

2 元請負人は、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、運送事業者等に対しても前項各号の規定に準じた配慮をするものとする。

(下請負人における建設労働者の雇用条件等の改善)

第7条 下請負人は、下請契約により定められた事項を適正に履行するとともに、次の各号に掲げる事項について措置するものとする。

(1) 雇用及び労働条件の改善に関する事項

ア 建設労働者の雇入れにあたっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。

イ 適正な就業規則の作成に努めること。この場合において、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。

ウ 賃金は、毎月1回以上一定日に通貨で、その金額を直接、建設労働者に支払うこと。

エ 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。

オ 労働時間管理を適正に行うこと。この場合において、労働時間の短縮や休日の確保に十分配慮すること。

(2) 安全衛生の確保に関する事項

ア 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を遵守し、工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

イ 災害が発生した場合には、当該下請契約における元請負人及び受注元請負人に速やかに報告すること。

(3) 福祉の充実に関する事項

ア 元請に対して法定福利費の額を明示した見積書を提出し、必要な法定福利費を確保上、社会保険等加入者として保険料を適正に納付すること。この場合において、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。

イ 任意の労働者災害補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。

ウ 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。この場合において、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。

エ 自らが使用する全ての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期的に健康診断を行うこと。

(4) 福利厚生施設の整備に関する事項

ア 建設労働者のための寄宿舎を整備するにあたっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合において、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める寄宿舎等に関する規定を遵守すること。

イ 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、職場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。

(5) 建設労働者の能力の開発及び向上に関し、技術及び技能の研修及び教育訓練に努めること。

(6) 適正な雇用管理に関する事項

ア 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

イ 建設労働者の募集は、適正に行うこと。

ウ 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

(7) 前各号に定める事項のほか、建設業関係法令を遵守すること。

（他の元請負人又は下請負人に対する指導等）

第8条 局から直接工事を請け負った元請負人は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る保険料の適正な納付等、適正な工程管理の実施等の措置を講ずるとともに、当該工事における全ての元請負人に対して、第3条から第6条までに定める事項を遵守するよう指導し、かつ、当該工事における全ての下請負人に対して前条に定める事項について措置するよう、指導、援助等を行うものとする。

2 局から直接工事を請け負った元請負人以外の元請負人は、その下請負人に対して、前条に定める事項について措置するよう指導、援助等を行うとともに、市から直接工事を請け負った元請負人が行う指導、援助等に協力するものとする。

（元請負人の遵守事項）

第9条 元請負人は前条に定める指導等を行うため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 事業場ごとに、他の全ての元請負人及び下請負人に対して総括的に指導等を行う責任者（以下「下請指導責任者」という。）を置くこと。この場合において、下請指導責任者は、現場代理人を兼ねることができる。

- (2) 下請指導責任者は、この要綱の趣旨と内容を十分認識し、元請・下請関係の実態を常に把握し、下請負人に対して、元請・下請関係の適正化に関する指導及び助言を行うとともに、紛争等が生じた場合は、積極的にその解決に努めること。
- (3) 下請契約を締結した場合は、請負契約を締結した日から14日以内に下請通知書（第1号様式）に全ての下請契約書等の写しを添付して管理者に提出するとともに、施工体制台帳（第2号様式）及び作業員名簿（第3号様式）を作成し、下請通知書の提出時に併せてその写しを提出するものとする。また、施工体制台帳は工事現場に備え置き、施工体系図（第4号様式）を工事現場内の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。
- (4) 工事現場における労働災害を防止し、安全で衛生的な下請作業が行えるよう責任者を定め、協議組織を設置する等必要な措置を講ずること。
- (5) 工事現場に、次に定める基準により現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を置き、工事現場における施工の技術上の総括管理を行うこと。

ア 現場代理人は、工事現場に常駐すること。

イ 下請契約金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額をいう。）が5,000万円（建築一式工事にあつては、8,000万円）以上になる場合は監理技術者を置き、それ以外の場合は主任技術者を置くこと。この場合において、主任技術者又は監理技術者は、現場代理人を兼ねることができること。

ウ 請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）以上になる場合の主任技術者又は監理技術者は、工事現場に専任であること。ただし、法第26条第3項ただし書に該当する場合は、この限りでない。なお、法第26条第3項第2号の場合に設置する監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）は、工事現場毎に専任の者でなければならない。

エ 監理技術者は監理技術者資格者証の交付を受けた者であること。

- 2 前項第3号に規定する下請通知書及び施工体制台帳の記載事項に変更があつた場合は、変更があつた日から14日以内に変更後の内容を記載した下請通知書及び施工体制台帳を変更部分に係る書類を添付して管理者に提出すること。
- 3 第1項第3号及び前項の場合において、発注者がその施工体制について、情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置を講じている場合には、当該写しの提出を要しない。

（再下請負通知書の作成）

第9条の2 元請負人は、下請負人が他の建設業者に工事の一部を請け負わせたときは、再下請負通知書（参考様式又はこれに準拠するもの）を提出しなければならない旨を下請負人に通知するものとする。この場合において、元請負人は、下請負人が他の建設業者と下請契約を締結した日から14日以内に下請通知書に全ての下請契約書等の写しを添付して管理者に提出するとともに、下請負人から提出された再下請負通知書を工事現場に備え置き、下請通知書の提出時に併せてその写しを提出す

るものとする。

2 元請負人は、下請負人が他の建設業者に工事の一部を請け負わせる都度、再下請負通知書を提出しなければならない旨を下請負人に通知するとともに、作成された再下請負通知書に下請負業者とその直下の建設業者との下請契約書等の写しを添付して元請負人に対して提出しなければならない。

(下請契約に係る社会保険等未加入建設業者への指導等)

第9条の3 元請負人は、下請契約にあたっては原則として、社会保険等加入者を選定するものとし、やむを得ず社会保険等加入者以外の者(以下「社会保険等未加入者」という。)と下請契約を締結するときは、その理由を記載した書面(第5号様式。以下、「理由書」という。)を作成し、自らの元請を通じ局から直接工事を請け負った元請に提出するものとする。

2 前項の理由書の提出を受けた全ての元請は、その内容を確認し、理由書を提出した元請及び社会保険等未加入者である下請に対して、その理由をやむを得ないと認める場合は事情に応じた期間内(ただし、遅くとも当該下請契約の工期内とする。)に、認めない場合は遅滞なく、当該下請が社会保険等加入者となるよう、指導するものとし、局から直接工事を請け負った元請は、第9条第1項第3号の規定により施工体制台帳の写しを提出する際に、当該理由書を、管理者に提出するものとする。

3 社会保険等未加入者である下請は、社会保険等加入者となったときは、未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認することができる書類(以下「確認書類」という。)を、自らの元請を通じ局から直接工事を請け負った元請に提出し、局から直接工事を請け負った元請は、当該確認書類を管理者に提出するものとする。

4 第1項の理由書の提出を受けた全ての元請は、前項の確認書類の提出があるまで、継続して第2項に定める指導を行うものとする。

(下請負報告書の提出)

第10条 元請負人は、次の各号に掲げる建設工事の区分に応じ、当該各号に定める時期又は期間内に下請負報告書(第6号様式)を管理者に提出しなければならない。

(1) 請負契約金額が500万円(建築一式工事にあつては、1,000万円)以上の工事 しゅん工届提出時

(2) 工事の施工又は管理について、著しく不相当と認められる下請がなされていると認められる工事 管理者が提出を求めた日から14日以内

(指導、助言等)

第11条 管理者は、この要綱の適正な実施を確保し、その趣旨の徹底を図るため、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) この要綱の実施に関し、受注元請負人に対する必要な指導又は助言

(2) 前号に掲げる事項のほか、この要綱に定める事項に違反し、建設工事の適正な施工の確保が困難となるおそれが生じた場合における元請負人に対する調査及び是正その他の必要な措置を講ずるべき旨の指示

- (3) 元請負人又は下請負人が前号の指示に従わない場合又は指示した事項に関する措置の結果が適切でない場合においては、郡山市上下水道局競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月31日制定）に基づく適切な措置（適正化指導員による調査、指導等）

第12条 前条の目的を達成するため、適正化指導員を置き、建設工事及び工事契約担当課長をもって充てる。

- 2 適正化指導員は、随時この要綱の実施状況を調査し、前条第1号及び第2号に定める指導、助言その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項の規定による指導若しくは助言又は指示は、郡山市行政手続条例（平成8年郡山市条例第6号）第4章の規定を踏まえて行わなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
（元請・下請関係の適正化に関する指導方針の廃止）
- 2 元請・下請関係の適正化に関する指導方針（平成2年10月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、改正後の様式の規定にかかわらず、当分の間、

所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年12月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、改正後の様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の様式の規定は、この要綱の施行日以降に元請業者が郡山市水道局と契約をする案件から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に手形が下請代金の支払手段として用いられる場合について適用し、同日前に手形が下請代金の支払手段として用いられた場合については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。